

第 238 号（令和 8 年 8 月 5 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】	3
△ 横浜市中心農業委員会第 1 回総会の招集【みどり環境局農政推進課】	12
△ 横浜市南西部農業委員会第 1 回総会の招集【みどり環境局農政推進課】	13
△ 土地改良区の定款変更の認可【みどり環境局農政推進課】	14
△ 土地改良区の定款変更の認可【みどり環境局農政推進課】	15
△ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	16

[公告]

△ 職員の懲戒処分【行財政局人事課】	17
△ 職員の懲戒処分【行財政局人事課】	18
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	19
△ 公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	20
△ 地域計画の変更【みどり環境局農政推進課】	21
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	22
△ 下水道排水設備工事責任技術者試験の実施【下水道河川局管路保全課】	23
△ 下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施【下水道河川局管路保全課】	24
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	25
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	26
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	27
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	28
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	29
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	30
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	31
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	32
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	33
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	34
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	35
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	36
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	37

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	38
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	39
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	40
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	42
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	43
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	44
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	45

[区公告]

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【都筑区総務課】	46
---------------------------	----

[交通局]

△ 横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	47
--	----

[教育委員会]

△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	48
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則【学校計画課】	50

[市選挙管理委員会]

△ 委員の補欠【選挙課】	54
△ 委員長等の氏名【選挙課】	55

[区選挙管理委員会]

△ 委員長等の氏名【金沢区】	56
----------------	----

告示

横浜市告示第277号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和8年7月1日	社会福祉法人 聖隷福祉事業 団聖隷横浜病院	保土ヶ谷 区岩井町 215番地	眼科	視覚障害	福田美紀
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	眼科	視覚障害	松浦飛夢磨
同	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町1,197番地の1	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	小池遥介
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	成川陽一郎
同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番1号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	本郷由比
同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院	港南区港南台三丁目2番10号	脳神経内科	音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	小栗忠晃

同	昭和医科大学 藤が丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	形成外科	音声機能・言 語機能又はそ しゃく機能障 害	中 谷 工
同	昭和医科大学 藤が丘リハビ リテーション 病院	青葉区藤 が丘二丁 目1番地 の1	リハビリ テーショ ン科	音声機能・言 語機能又はそ しゃく機能障 害、肢体不自 由	塩 山 竣 介
同	医療法人社団 明芳会横浜新 都市脳神経外 科病院	青葉区荏 田町433 番地	リハビリ テーショ ン科	音声機能・言 語機能又はそ しゃく機能障 害、肢体不自 由	中 野 芙 美
同	社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部神奈川 県済生会横浜 市東部病院	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	リハビリ テーショ ン科	音声機能・言 語機能又はそ しゃく機能障 害、肢体不自 由	吉 田 まどか
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	整形外科	肢体不自由	井 上 雄 介
同	社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部神奈川 県済生会横浜 市東部病院	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	整形外科	肢体不自由	岩 井 俊 介
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	脳神経内 科	肢体不自由	緒 方 俊 介
同	昭和医科大学 藤が丘リハビ リテーション 病院	青葉区藤 が丘二丁 目1番地 の1	リハビリ テーショ ン科	肢体不自由	佐久間 香 那
同	医療法人財団 明理会東戸塚	戸塚区品 濃町548	形成外科	肢体不自由	佐 治 詩保子

	記念病院	番地の7			
同	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目138番地の4	形成外科	肢体不自由	佐竹寛
同	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町1,197番地の1	脳神経外科	肢体不自由	日高岳
同	医療法人社団明芳会イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院	戸塚区川上町690番2	リハビリテーション科	肢体不自由	望月碧
同	昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号	循環器内科	心臓機能障害	木村太朗
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	循環器内科	心臓機能障害	千野沙織
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	救急科	じん臓機能障害	高橋佑典
同	独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院	保土ヶ谷区釜台町43番1号	腎臓内科、血液透析科	じん臓機能障害	中山泉
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	神崎満美子
同	昭和医科大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	呼吸器内科	呼吸器機能障害	北野はるか
同	えがさき内科・呼吸器クリニック	鶴見区江ヶ崎町20番27号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	佐藤英臣

同	医療法人縁 いそごあんし んクリニック	磯子区森 一丁目15 番1号	内科、緩 和ケア内 科、皮膚 科、精神 科、整形 外科、呼 吸器内科	呼吸器機能障 害	柴 田 駿
同	聖マリアンナ 医科大学横浜 市西部病院	旭区矢指 町 1,197 番地の1	呼吸器内 科	呼吸器機能障 害	田 中 智 士
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	呼吸器外 科	呼吸器機能障 害	豊 田 まどか
同	にじのわクリ ニック	港北区北 新横浜一 丁目2番 地の3	小児科、 内科	呼吸器機能障 害	渡 部 瑤
同	医療法人縁 つるみあんし んクリニック	鶴見区鶴 見中央四 丁目8番 8号	内科、緩 和ケア内 科、皮膚 科、精神 科、整形 外科、呼 吸器内科	ぼうこう又は 直腸機能障害	鰯 坂 志 乃
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器外 科	ぼうこう又は 直腸機能障害	高 木 真 稀
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害	山 崎 将 頌
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	高度救命 外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 、小腸機能障 害	坂 口 裕 介

同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器内 科	小腸機能障害	鈴木 瞳
同	医療法人縁 ふじたあんし んクリニック	西区高島 二丁目10 番13号	内科、緩 和ケア内 科、皮膚 科、精神 科、整形 外科、呼 吸器内科	肝臓機能障害	大塚 哲哉
同	横浜市立脳卒 中・神経脊椎 センター	磯子区滝 頭一丁目 2番1号	眼科	視覚障害	石井 麻衣
同	医療法人順晃 会秋山眼科医 院	中区尾上 町3丁目 28番地	耳鼻咽喉 科	聴覚又は平衡 機能障害	増田 圭奈子
同	医療法人社団 鈴木耳鼻咽喉 科医院	戸塚区品 濃町535 番2号	耳鼻咽喉 科、アレ ルギー科	聴覚又は平衡 機能障害	吉岡 友真
同	医療法人社団 明芳会イムス 横浜狩場脳神 経外科病院	保土ヶ谷 区狩場町 218番地 の9	神経内科	音声機能・言 語機能又はそ しゃく機能障 害、肢体不自 由	明浦 公彦
同	横浜市立みな と赤十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	整形外科	肢体不自由	磯野 正晶
同	医療法人財団 明理会東戸塚 記念病院	戸塚区品 濃町548 番地の7	脳神経外 科	肢体不自由	井上 龍也
同	医療法人社団 快晴会大口整 形外科	神奈川区 入江二丁 目18番18 号	整形外科	肢体不自由	岩崎 幸治
同	医療法人鶴樹 会海老原おと なこどもクリ	都筑区中 川七丁目 1番37号	内科、小 児科、外 科、小児	肢体不自由	海老原 直樹

	ニック		外科、救急科		
同	神奈川県立がんセンター	旭区中尾二丁目3番2号	リハビリテーション科	肢体不自由	川井 章
同	昭和医科大学 藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	脳神経外科	肢体不自由	久保 美奈子
同	医療法人財団 明理会東戸塚 記念病院	戸塚区品濃町548番地の7	脳神経外科	肢体不自由	佐藤 慎祐
同	医療法人社団 心愛会 TOWN 訪問診療所横浜	都筑区中川中央一丁目29番24号	外科、形成外科、整形外科	肢体不自由	島中 弘輔
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	脳神経外科	肢体不自由	鈴木 良介
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	小児科	肢体不自由	高村 恭子
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	脳神経外科	肢体不自由	立石 健祐
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	小児科	肢体不自由	玉岡 哲
同	昭和医科大学 横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号	リハビリテーション科	肢体不自由	永井 隆士
同	本郷台ホーム クリニック	栄区小菅ケ谷1丁目22番5号	内科、外科、小児科、皮膚科、アレ	肢体不自由	名倉 義人

			ルギー科 、救急科		
同	医療法人鶴樹 会海老原おと なこどもクリ ニック	都筑区中 川七丁目 1番37号	内科、小 児科、外 科、小児 外科、救 急科	肢体不自由	宮城隆志
同	医療法人社団 協友会横浜鶴 見リハビリテ ーション病院	鶴見区下 野谷町4 丁目145 番地の1	リハビリ テーショ ン科	肢体不自由	村松邦彦
同	医療法人社団 明芳会イムス 横浜東戸塚総 合リハビリテ ーション病院	戸塚区川 上町690 番地の2	リハビリ テーショ ン科	肢体不自由	山本雄大
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属市民総合 医療センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	循環器内 科	心臓機能障害	菊地進之介
同	独立行政法人 労働者健康安 全機構 横浜 労災病院	港北区小 机町3,2 11番地	心臓血管 外科	心臓機能障害	中島光貴
同	社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部神奈川 県済生会神奈 川県病院	神奈川区 富家町6 番地の6	腎臓内科	じん臓機能障 害	荒井太一
同	独立行政法人 地域医療機能 推進機構横浜 保土ヶ谷中央 病院	保土ヶ谷 区釜台町 43番1号	腎臓内科	じん臓機能障 害	藤本裕俊
同	医療法人社団 三井会横浜つ	都筑区茅 ヶ崎東四	内科、腎 臓内科	じん臓機能障 害	山本和佳

	づき腎クリニック	丁目7番4号			
同	医療法人Myクリニック Myクリニックあらき医院	神奈川区白幡仲町47番25号	内科	呼吸器機能障害	荒木基晴
同	昭和医科大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号	呼吸器内科	呼吸器機能障害	酒井翔吾
同	医療法人社団オホーヅクよこはまあおとクリニックあさひ	旭区中沢一丁目46番7号	内科	ぼうこう又は直腸機能障害	伊瀬谷和輝
同	公益財団法人横浜勤労者福祉協会 汐田総合病院	鶴見区矢向一丁目6番20号	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	栗原聰元
同	公益財団法人横浜勤労者福祉協会 汐田総合病院	鶴見区矢向一丁目6番20号	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	竹山照明
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	炎症性腸疾患科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	小原尚
同	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番1号	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	栗山桂一
同	医療法人財団明理会東戸塚記念病院	戸塚区品濃町548番地の7	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	斎藤祥
同	羽沢横浜内科・内視鏡クリ	神奈川区羽沢南二	内科、消化器内科	小腸機能障害	近藤新平

	ニック	丁目44番 7号	、内視鏡 内科、肝 臓内科、 肛門内科		
同	鶴養医院	南区宮元 町3丁目 55番地	内科、小 児科	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫機能障 害	宮田順之
同	医療法人五星 会菊名記念病 院	港北区菊 名四丁目 4番27号	血液内科	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫機能障 害	竜崎理子
同	公立大学法人 横浜市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器内 科	肝臓機能障害	栗田裕介

横浜市告示第 278 号

横浜市中心農業委員会第 1 回総会の招集

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、横浜市中心農業委員会第 1 回総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 日 時

令和 8 年 8 月 18 日 午後 1 時 30 分

2 場 所

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市都筑区役所 6 階大会議室

3 議 案

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の互選について
- (3) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (4) 農業委員の総会議席について
- (5) その他

横浜市告示第 279 号

横浜市南西部農業委員会第 1 回総会の招集

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、横浜市南西部農業委員会第 1 回総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 日 時

令和 8 年 8 月 18 日 午後 1 時 30 分

2 場 所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所 8 階大会議室 A ・ B

3 議 案

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の互選について
- (3) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (4) 農業委員の総会議席について
- (5) その他

横浜市告示第 280 号

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、横浜市緑区鴨居原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第 281 号

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、横浜市都筑区東方西部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第 282 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設
の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示
(平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号)の一部を次のように改正する。
。

令和 8 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

第 5 項第 3 号アの表中

「

同 J 号荷さばき地	同	8,217
同 K 号荷さばき地	同	2,511

」

を

「

同 J 号荷さばき地	同	9,054
同 K 号荷さばき地	同	4,161

」

に改め、同号エの表中

「

同 J 号在来貨物ターミナル用地	同	2,526
同 K 号在来貨物ターミナル用地	同	2,210

」

を

「

同 J 号在来貨物ターミナル用地	同	1,689
同 K 号在来貨物ターミナル用地	同	560

」

に改める。

公 告

横浜市公告第 399 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和8年7月17日懲戒処分に付した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
神奈川区総務部戸籍課	事務職員	深井 隆 稔	免職

横浜市公告第 400 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和8年7月17日懲戒処分に付した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
資源循環局青葉事務所	事務職員	三 浦 幸 人	免職

横浜市公告第 401 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の 区域及び面積	一時利用停 止の態様	一時利用停 止期間
六浦第五公 園	金沢区六 浦三丁目 3,535 番 の14ほか	別図のとおり 1,480 m ²	立入禁止	令和8年8 月10日から 令和9年3 月26日まで
六浦西第五 公園	金沢区六 浦五丁目 1,831 番 の3ほか	別図のとおり 740 m ²	立入禁止	令和8年8 月10日から 令和9年3 月26日まで

別図（省略）

横浜市公告第 402 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
御前田第二公園	緑区長津田みなみ台一丁目2番の17ほか	別図のとおり	877 m ²	871 m ²	令和8年8月5日
すみれが丘公園	都筑区すみれが丘22番の1ほか	別図のとおり	11,715 m ²	11,509 m ²	令和8年8月5日

別図（省略）

横浜市公告第 403 号
地域計画の変更

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定に基づき地域計画を変更したため、次のとおり当該地域計画を縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局農政部農政推進課
- 2 縦覧期間
令和8年8月5日から次回地域計画変更公告日の前日まで備え置くこととする。
- 3 縦覧時間
土日祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第 404 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
28 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 545 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 8 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
 鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 29 番 の 1 、 29 番 の 2 、 29 番 の 3 及 び 29 番 の
 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
 鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
 基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第405号

下水道排水設備工事責任技術者試験の実施

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条第2項第3号アの下水道排水設備工事責任技術者試験が次のとおり実施される。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 試験日時及び場所
令和8年11月8日
午後1時30分から午後3時30分まで
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎
- 2 試験申込書を配布する期間及び場所
令和8年8月17日から令和8年9月10日まで
中区本町6丁目50番地の10
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
- 3 試験申込書を受け付ける期間
令和8年9月17日まで
（9月17日の消印があるものまで受付）
- 4 試験申込手続
試験申込書を郵送にて提出すること。
- 5 試験についての問合せ先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
（電話番号） 045-671-2829

横浜市公告第406号

下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条第2項第3号イの市長が指定する下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習が次のとおり実施される。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 講習申込書を配布する期間
対象者には、令和8年11月中旬頃から順次送付
- 2 講習申込書を受け付ける期間
令和8年12月11日まで
- 3 講習申込手続
講習申込書を郵送にて提出すること。
- 4 受講方法
更新対象者のうち、講習受講の申込があった対象者にテキスト及び問題集を送付し、対象者が自宅等で講習を自主的に受講する。
。
- 5 講習についての問合せ先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
（電話番号） 045-671-2829

横浜市公告第 407 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

変更 年月日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
令和8年 6月15日	30312	友ウォーター	小林 伯 子	(新) 川崎市多摩 区菅馬場1丁 目24番15号
				(旧) 川崎市多摩 区登戸 388 番 地の 5

横浜市公告第 408 号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、市ヶ尾町B地区建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第 409 号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、松ヶ丘住宅地建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第410号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年8月19日第2024開1109号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

旭区二俣川2丁目13番地の27

つくみ住研株式会社

代表取締役 大 川 義 弘

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区鳥山町872番の14から872番の26まで、872番の32、876番の1、876番の3の一部、876番の4から876番の10まで、876番の11の一部、877番の1の一部、877番の4の一部、877番の5及び877番の6の一部

横浜市公告第 411 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年10月7日第2025開1708号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
青葉区新石川三丁目4番地の10
株式会社ライスアイランド
代表取締役 飯 島 兆 二
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区新石川三丁目13番の19及び13番の20

横浜市公告第 412 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年11月26日第2025開1310号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区平戸町 468 番地
三枝木 伸 夫
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区平戸町 458 番の2、458 番の4、461 番の2、461 番の6、462 番の2、462 番の3及び 2,260 番の18

横浜市公告第 413 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年1月5日第2025開1812号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区東方町 1,344 番地の4
細 野 文 子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区川和町 1,496 番の7、1,496 番の9及び1,497 番の1

横浜市公告第 414 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2026 ・ 1 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 7 月 21 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
16.59 m
- 5 指定の場所
鶴見区小野町29番の7
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第 415 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2026・8・1号
- 2 指定年月日
令和8年7月27日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
17.84 m
- 5 指定の場所
旭区今宿西町 379 番の53
- 6 申請者の氏名
株式会社グリーンハウジング
代表取締役 松下恒平

横浜市公告第 416 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2026 ・ 15 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 8 年 7 月 17 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
23.58 m
- 5 指定の場所
栄区鍛冶ヶ谷二丁目 348 番の 11
- 6 申請者の氏名
つくみ住研株式会社
代表取締役 大 川 義 弘

横浜市公告第 417 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定
に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第29・67号
- 2 廃止年月日
令和8年7月23日
- 3 廃止の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止の道路の延長
76.52 m
- 5 廃止の場所
戸塚区舞岡町 115 番の4の一部、115 番の66及び 115 番の93の
一部

横浜市公告第 418 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第40・7号
- 2 廃止年月日
令和8年7月23日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.30 m 及び 6.80 m
- 4 廃止部分の道路の延長
138.70 m
- 5 廃止の場所
旭区二俣川1丁目50番の9地先から50番の32地先まで及び50番の10地先から50番の14地先まで

横浜市公告第 419 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第51・12・21号
- 2 廃止年月日
令和8年7月10日
- 3 廃止部分の道路の幅員
1.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
44.00 m
- 5 廃止の場所
緑区長津田二丁目 1,775 番の1、1,776 番の1の各一部

区 告 示

泉 区 告 示 第 21 号 （ 令 和 8 年 7 月 10 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 領 家 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 8 年 7 月 10 日

横 浜 市 泉 区 長 藤 岡 謙 二

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	中 井 光 治 泉 区 領 家 一 丁 目 9 番 地 の 39	増 田 豊 泉 区 領 家 二 丁 目 8 番 地 の 13

泉区告示第22号（令和8年7月10日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、高砂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月10日

横浜市泉区長 藤岡 謙 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	北 村 進 泉区中田西四丁目14番 8号	湯 野 治 泉区中田西四丁目11番 10号

鶴見区告示第6号（令和8年7月17日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、豊岡第一町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月17日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
規約に定める目的	本会は、民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。	本会は、民主主義の精神に基づき会員の共同活動を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。
自治会の区域	鶴見区豊岡町1番5、14、16から23、27、29から31、34から36、38、39、42、45、48、2番1から4、3番2から4、6、8、15、17、18、21、22、25、27、28、4番1、3、4、6から8、10、11、15、16、21、5番6から8、11、13、15から18、6番1、7、9、12、16、19、21、24、25、7番1、4、5、7、8、10、11、14、18から21、8番3、6から8、12、18、20、21、23、24、26、28、29、9番11、31、35から41、11番9、11、15、16、22、14番2から5、7から14、17、21から24、27から32、15番1、5、8、11、15	鶴見区豊岡町1番から9番まで、11番9号から22号まで、14番から17番まで及び18番1号の区域

	、 27 から 30 、 16 番 2 、 4 から 9 、 11 から 13 、 17 番 2 から 5 、 9 、 10 、 13 、 19 、 20 、 18 番 1	
主たる事務所	鶴見区豊岡町5番17－ 102号	鶴見区豊岡町14番7－ 1号

泉区告示第23号（令和8年7月21日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月21日

横浜市泉区長 藤岡 謙 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大村 賢 一 泉区和泉町 1,015 番地 の 55	長田 憲 明 泉区和泉町 1,015 番地 の 95

南区告示第7号（令和8年7月24日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中里第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月24日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 新太郎 南区中里一丁目21番24 － 504 号	廣 瀬 純 一 南区中里一丁目22番29 号

磯子区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、第二磯子ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年8月5日

横浜市磯子区長 本 城 泰 之

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	成 田 憲 一 磯子区森一丁目15番12 － 601 号	宇 津 木 一 夫 磯子区森一丁目15番12 － 515 号

栄区告示第12号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、芙蓉台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年8月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	池 田 一 郎 栄区飯島町 1,793 番地 の 21	永 井 淳 栄区飯島町 1,773 番地 の 71

区 公 告

都 筑 区 公 告 第 67 号 （ 令 和 8 年 7 月 23 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 8 年 7 月 23 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 25 - 68 浜 横 浜	令 和 6 年 11 月 19 日
横 38 - 57 浜 横 浜	令 和 7 年 7 月 21 日

交 通 局

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月5日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第17号

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程（平成27年4月交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（道路運送法第21条により乗合旅客の運送を行う場合の料金等の特例）

第12条 この規程の定めにかかわらず、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条の規定により乗合旅客の運送を行う場合の乗車券及び料金については、横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の規定を準用することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第7号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表南中学校の部左欄中「42番地まで、46番地、57番地、59番地」を「40番地まで、98番地」に、「43番地から45番地まで、47番地から56番地まで、58番地」を「41番地から97番地まで」に改め、同部大岡小学校の項中「42番地まで、46番地、57番地、59番地」を「40番地まで、98番地」に改め、同部井土ヶ谷小学校の項中「43番地から45番地まで、47番地から56番地まで、58番地」を「41番地から97番地まで」に改め、同表上永谷中学校の部永野小学校の項中「、16番28号」を削り、同表日限山中学校の部ひざり舞岡小学校の項中「、16番27号」を削り、同表西谷中学校の部左欄中「78番地まで」の次に「、99番地の99」を加え、同部鶴ヶ峯小学校の項中「鶴ヶ峯小学校」を「鶴ヶ峯小学校」に、「鶴ヶ峰一丁目1番地」を「鶴ヶ峰一丁目1番地」に、「鶴ヶ峰二丁目1番地」を「99番地の99、鶴ヶ峰二丁目1番地」に改め、同表本宿中学校の部中「79番地から」の次に「99番地の98まで、99番地の100から」を加え、同表南戸塚中学校の部南戸塚小学校の項中「2,625番地の71」の次に「、2,625番地の72」を加え、同表原中学校の部中「34番地の19」の次に「、34番地の20」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校（以下「市立学校」とい

う。)に就学する者(転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。)について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年8月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第8号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正)
第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則(昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表浦島丘中学校の部左欄中「神奈川小学校区域」の次に「のうち出田町、浦島町、亀住町、子安通1丁目1番地から103番地まで、新浦島町、新町、鈴繁町、千若町、東神奈川二丁目、瑞穂町、守屋町1丁目」を加え、同表栗田谷中学校の部左欄を次のように改める。

栗田谷 中学校	神奈川小学校区域のうち 神奈川一丁目17番地の2から17番地の8まで、東神奈川一丁目、星野町1番地の1から1番地の15まで、1番地の17、1番地の18、1番地の20から1番地の23まで、2番地から5番地まで 幸ヶ谷小学校区域 二谷小学校区域 青木小学校区域のうち 上反町、桐畑1番地、4番地から終りまで、台町2番地から5番地まで、7番地、10番地、11番地の20から14番地まで、高島台、反町
------------	---

	1丁目2番地から7番地まで、9番地から終りまで、2丁目から4丁目まで、鶴屋町2丁目、3丁目1番地から31番地まで、松本町1丁目、2丁目 斎藤分小学校区域のうち栗田谷1番から10番まで、14番1号から14番4号まで、15番11号から15番52号まで、斎藤分町30番14号から30番52号まで、31番から53番まで、中丸 三ツ沢小学校区域のうち沢渡1番地から4番地の1まで、4番地の3から終りまで 宮谷小学校のうち沢渡4番地の2、鶴屋町1丁目、3丁目32番地から終りまで、台町1番地、6番地、8番地、9番地、11番地の1から11番地の19まで、15番地から終りまで
--	---

別表の1の表栗田谷中学校の部二谷小学校の項中「旭ヶ丘」の次に「、桐畑2番地、3番地、反町1丁目1番地、8番地」を加え、同部青木小学校の項を次のように改める。

青木小学校	神奈川区 泉町、上反町、桐畑1番地、4番地から終りまで、台町2番地から5番地まで、7番地、10番地、11番地の20から14番地まで、高島台、反町1丁目2番地から7番地まで、9番地
-------	--

	から終りまで、2丁目 から4丁目まで、鶴屋 町2丁目、3丁目1番 地から31番地まで、松 本町1丁目、2丁目
--	--

別表の1の表栗田谷中学校の部斎藤分小学校の項中「斎藤分町」を「栗田谷、斎藤分町」に改め、同表松本中学校の部左欄を次のように改める。

松本中 学校	三ツ沢小学校区域のう ち松ヶ丘、松本町3丁 目から6丁目まで、三 ツ沢上町、三ツ沢下町 、三ツ沢中町、三ツ沢 西町3番地から終りま で、三ツ沢東町、三ツ 沢南町、岡沢町16番地 から215番地まで、2 57番地から271番地ま で、286番地から367 番地まで、常盤台80番 27号、峰沢町1番地か ら306番地まで、307 番地の1、307番地の 3から311番地まで、 314番地から341番地 まで、343番地から終 りまで 南神大寺小学校区域 青木小学校区域のうち 泉町 斎藤分小学校区域のう ち栗田谷11番から13番 まで、14番5号から15 番10号まで、15番53号 から15番67号まで、16 番から48番まで、六角 橋四丁目20番、23番、 24番
-----------	---

別表の1の表松本中学校の部三ツ沢小学校の項中「松ヶ丘20番

地から32番地まで、34番地、36番地、松本町4丁目」を「沢渡1番地から4番地の1まで、4番地の3から終りまで、松ヶ丘、松本町3丁目」に改め、同表軽井沢中学校の部宮谷小学校の項中「三ツ沢西町1番」を「沢渡4番地の2、鶴屋町1丁目、3丁目32番地から終りまで、台町1番地、6番地、8番地、9番地、11番地の1から11番地の19まで、15番地から終りまで、三ツ沢西町1番」に改める。

（横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和6年8月横浜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和12年10月31日」を「令和8年8月4日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校（以下「市立学校」という。）に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号 （ 令 和 8 年 7 月 31 日 掲 示 済 ）

委 員 の 補 欠

令 和 8 年 7 月 30 日 本 委 員 会 委 員 の 吉 原 訓 及 び 藤 代 耕 一 が 退 職 し た
の で 、 令 和 8 年 7 月 31 日 本 委 員 会 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

令 和 8 年 7 月 31 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

川 口 正 壽
田 中 忠 昭

横浜市選挙管理委員会告示第7号（令和8年7月31日揭示済）

委員長等の氏名

令和8年7月31日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和8年7月31日

横浜市選挙管理委員会

委員長

森 敏 明

委員長職務代理者

田 中 忠 昭

区 選 挙 管 理 委 員 会

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 17 号 （ 令 和 8 年 7 月 22 日 掲 示 済 ）

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 8 年 7 月 22 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

令 和 8 年 7 月 22 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長

堀 江 慎 一 郎

委 員 長 職 務 代 理 者

南 義 信